

## 香港特許制度の改正案

2013年03月11日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

1997年7月1日に香港が中国に返還されました。中国本土と香港とは一国二制度を実施しています。香港は、特別行政区として、独立立法権、司法権、特許制度等の自治を行っています。1997年6月に特許条例が発効しており、香港における特許は、この特許条例に準拠して保護されます。

上記の特許条例によれば、知識産権署が特許出願の受付、形式審査、記録許可などの業務を行っています。なお、香港においては、実体審査は行われず、形式審査のみが行われます。

このような現状に鑑み、2013年2月7日、香港特別行政区の要請に応じ、Advisory Committee (AC)は、香港の特許制度を見直し、その結果を報告書としてまとめました。これによれば、**特許権者だけではなく特許業界に影響を与える改正が提案されている**一方、従来の制度のいくつかを維持することも提案されています。

上記の改正案のうち、特許関係者に大きな影響を与えるものとして、次の3つの事項があります。

#### 【特許関係者に大きな影響を与える改正事項】

- ① 独自の特許付与制度を導入すること
- ② 短期特許制度を改良すること
- ③ 特許業界の専門家に対する規制の枠組みの導入

### 【全6頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【 連絡先 】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.